

平成27年4月30日

## お 知 ら せ

件 名	平成26年度北海道開発局営繕部総合評価審査委員会の審議概要等について
-----	------------------------------------

## お知らせ内容

平成27年3月26日（木）に開催された北海道開発局営繕部総合評価審査委員会の審議概要を別紙1のとおりお知らせします。

また、平成27年度北海道開発局営繕部工事の入札契約に関する運用方針及び配点表を別紙2及び別紙3のとおり決定しましたので、あわせてお知らせします。

問	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
合	北海道開発局 技術・評価課	営繕監督官 (総括)	伊藤 昭浩	011-709-2311 内線5783
せ				
先	北海道開発局 営繕管理課	営繕契約専門官	土屋 徹	011-709-2311 内線5715

## 平成 26 年度 北海道開発局営繕部総合評価審査委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 27 年 3 月 26 日 (木) 北海道開発局営繕部長室
委員	菊地 優 (きくち まさる) 北海道大学大学院教授 久保 勝裕 (くぼ かつひろ) 北海道科学大学教授 羽山 広文 (はやま ひろふみ) 北海道大学大学院教授 (五十音順)
議 事	
<p>I 実施報告</p> <p>(1) 平成 26 年度 工事の総合評価落札方式の実施状況</p> <p>(2) 平成 26 年度 建築関係コンサルタント業務の実施状況</p> <p>(3) 平成 26 年度 総合評価委員による個別審査の概要</p> <p>II 運用方針</p> <p>(1) 平成 27 年度 工事における総合評価落札方式の運用方針 (案)</p> <p>(2) 平成 27 年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針 (案)</p> <p>III 意見交換</p>	

委員からの意見・質問、それに対する回答等	
意見・質問	回 答
<p>I 実施状況について</p> <p>&lt;工事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工能力評価型 (II 型) の発注件数が多い理由は。</li> <li>・入札参加者が少ないとの説明があったが、そうであるならば、競争参加資格要件を緩和することが必要ではないか。</li> <li>・技術者はどこかで技術を身につける必要がある。開発局の工事に積極的に新規参入してもらい、開発局が建設業者を指導し、育てていくことが必要ではないか。</li> <li>・入札参加者からの聞き取りで、市町村工事を優先していると報告があったが、その理由は。</li> <li>・不調不落の理由として、提出しなければならない工事書類が多いとの意見が業界団体から寄せられているが、書類の多寡によって、工事の出来映えに差が出るのか。</li> <li>・開発局発注工事と市町村発注工事では提出しなければならない書類の量に差はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の予定価格が 1 億円未満で、技術的難易度評価において施工上課題がない工事が施工能力評価型 (II 型) である。今年度は、この規模での発注が多かったことによるもの。</li> <li>・競争参加資格要件を緩和した工事入札を試行することを検討している。</li> <li>・市町村の工事は毎年コンスタントに発注されているためと考える。</li> <li>・品質確保のために求めている書類が多いことは事実。現在、提出を省略しても差し支えない工事書類は求めない等の簡素化に取り組んでいるところ。</li> <li>・市町村発注工事と比較すると、施工計画書を含め提出書類は多めである。少額の改修工事に係る提出書類等は簡素化するために鋭意整理を図っている。</li> </ul>

<p>・改修工事などの工事金額が小さい工事と、新営工事を比較すると、提出書類の量などに違いはあるのか。</p> <p>・工事における見積活用方式の考え方について教えてほしい。</p> <p>・競争参加資格について、開発局の実績は問わないとあるが、民間工事の実績でもよいのか。</p> <p>・防水工事などの急を要する工事で不調不落となった場合の対応は。</p> <p>&lt;業務&gt;</p> <p>・工事と同様に見積活用方式を採用することはできないのか。</p> <p>II 総合評価落札方式の運用方針（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用方針（案）について了承する。</li> </ul> <p>III 意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震改修について、引き続き北海道開発局営繕部として重点的に取り組んでほしい。</li> </ul>	<p>・提出書類は該当する工種ごとに作成することから、内容自体は両者とも変わらない。</p> <p>・業者から提出された工事費内訳書と予定価格とを比較し、乖離があった項目について、入札に参加する業者から見積を徴収し、平均値で価格を作成し、予定価格に反映させる方式である。</p> <p>・民間工事の実績でも可としている。</p> <p>・速やかに再発注を行うが、それでも不調不落となった場合には、当該工事予算の繰越手続きを行い、競争参加資格要件等について再検討を行ったうえで入札手続きを行っている。</p> <p>・建築関係コンサルタント業務は図面 1 枚ごとに積み上げて価格を算出しており、見積活用方式を採用するのは難しいと考える。求める図面の内容について、縮尺を明示する等の工夫を行い、業務効率化に努めている。</p> <p>・耐震改修は、国民の安心安全のための有用な施策と心得ている。今後とも重点的に取り組む所存である。</p>
---	---

運 用 方 針	
入札方式	<p>1. 一般競争入札(WTO適用対象工事(以下WTOという))                      予定価格<b>6.0</b>億円以上の工事に適用する。</p> <p>2. 一般競争入札(WTO適用対象工事以外)                      予定価格<b>6.0</b>億円未満の工事に適用する。</p> <p>※上記2の工事で応札者が少ない場合や再入札等の場合には、工事希望型競争入札を行う場合がある。予定価格は<b>0.3</b>億円未満の工事に適用する。</p>
総合評価 落札方式	<p>1. タイプ選定、加算点、予定価格については、建築、管、電気共通。なお、機械装置については、予定価格及び工事難易度に係らず、施工能力評価型(Ⅱ型)による。</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO):70点(段階選抜は43点のうち20点を選抜用とする)                      ・予定価格<b>6.0</b>億円以上で工事難易度がⅤ以上の場合。特定の技術的課題等に関して、企業からの高度な技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。</p> <p>②技術提案評価型(S型WTO):60点(段階選抜は38点のうち20点を選抜用とする)                      ・予定価格<b>6.0</b>億円以上で工事難易度がⅣ以下の場合。特定の技術的課題等に関して、企業からの高度な技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。</p> <p>③技術提案評価型(S型WTO以外):57点                      ・予定価格<b>2.5</b>億円以上<b>6.0</b>億円未満で工事難易度がⅣ以上の場合。特定の技術的課題等に関して、企業からの高度な技術提案を求めることにより品質向上が期待出来る工事に適用する。</p> <p>④施工能力評価型(Ⅰ型②):40点                      ・予定価格が<b>2.5</b>億円以上<b>6.0</b>億円未満で工事難易度がⅢ以下の場合。技術的難易度評価において施工上課題が1項目以上の工事に適用する。</p> <p>⑤施工能力評価型(Ⅰ型①):41点、)                      ・予定価格が<b>1.0</b>億円以上<b>2.5</b>億円未満で工事難易度は限定なし。または、予定価格が<b>1.0</b>億円未満で工事難易度がⅣ以上の場合。技術的難易度評価において施工上課題が1項目以上の工事に適用する。</p> <p>⑥施工能力評価型(Ⅱ型):39点                      ・予定価格が<b>1.0</b>億円未満(管及び電気の場合は<b>0.8</b>億円未満)で工事難易度はⅢ以下の場合。技術的難易度評価において施工上課題が無い工事に適用する。</p> <p>2. 評価項目【※1】</p> <p>①技術提案評価型(A型WTO) 段階選抜を原則とする。                      ・技術提案のみを評価する。なお、段階選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。                      (1)簡易な技術提案                      (2)企業の実績:同種工事の実績                      (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績</p> <p>②技術提案評価型(S型WTO) 段階選抜を原則とする。                      ・技術提案のみを評価する。なお、段階選抜では施工能力等として、以下を標準的に評価する。                      (1)簡易な技術提案                      (2)企業の実績:同種工事の実績                      (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績</p>

- ③技術提案評価型(S型WTO以外) 段階選抜は必要に応じて実施。
- ・技術提案を評価する。
  - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績及び優良工事表彰
    - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域貢献度:災害協定の締結
- ④施工能力評価型(I型②) 段階選抜は必要に応じて実施。
- ・施工計画を評価する。
  - ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰、NETIS登録技術及び登録基幹技能者
    - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び過去10年間の近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
    - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結
- ⑤施工能力評価型(I型①) 段階選抜は必要に応じて実施。
- ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)施工計画の評価
    - (2)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰、NETIS登録技術及び登録基幹技能者
    - (3)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び過去10年間の近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
    - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結
- ⑥施工能力評価型(II型)
- ・施工能力等として、以下を標準的に評価する。
    - (1)企業の実績:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰、NETIS登録技術及び登録基幹技能者
    - (2)配置予定技術者の能力:同種工事の実績、工事成績、優良工事表彰及びCPDの取組
  - ・地域要件として、以下を標準的に評価する。
    - (1)地域精通度:本支店等の所在地及び過去10年間の近隣地域(開発建設部管内)の施工実績
    - (2)地域貢献度:ボランティア活動及び災害協定の締結

※1:評価項目、配点の詳細は「平成26年度 総合評価落札方式の配点表(営繕)」を参照すること。

### 3. 技術提案又施工計画の課題設定

- ・課題設定については原則として以下から適宜選定するものとし、具体的には技術的難易度評価のA及びB評価より課題数及び課題内容を設定する。

#### 【技術提案評価型(A型)】

- ①技術提案:以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む
  - ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
  - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
  - ・社会的要請への対応に関する技術提案
- ②施工計画:上記技術提案に係わる具体的な施工計画
- ③簡易な技術提案(段階選抜の場合に実施する)
- ④ヒアリングは必須

	<p>【技術提案評価型(S型)】</p> <p>①技術提案:以下の項目から工事内容に応じ、1～2課題を設定。(提案は各テーマ最大5つ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的なコストの縮減に関する技術提案</li> <li>・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案</li> <li>・社会的要請への対応に関する技術提案</li> </ul> <p>②ヒアリング:監理能力及び技術提案に対する理解度。(配置予定技術者)ただし、WTO対象工事は監理能力は除く。</p> <p>なお、ヒアリングについては、WTO対象は必須。WTO以外では必要に応じて実施。</p> <p>【施工能力評価型(I型)①②】</p> <p>①施工計画:施工上配慮すべき事項</p> <p>②ヒアリング:監理能力及び施工計画の適切性。(施工能力評価型I型②のみ)</p> <p>4. 施工体制確認型</p> <p>予定価格 0.1億円以上の全ての工事に適用する。</p> <p>※工事管理課長発平成23年9月22日付け事務連絡「施工体制確認型総合評価落札方式の試行拡大について」により試行。</p>
<p>技術提案等の採否に関する詳細な通知</p>	<p>1. 総合評価落札方式で実施する全ての工事において、技術提案の採否に関する詳細な通知を行う。</p> <p>・詳細な通知の内容</p> <p>①○:加算点を付与する対象となる項目</p> <p>②-:加算点を付与する対象とならない項目</p> <p>③×:履行を認めない項目(否)、その理由</p> <p>※事業振興部長発北開局工管第35号(平成22年5月24日付け)及び工事管理課工事評価管理官発事務連絡(平成23年9月2日)「総合評価方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)の改定について」により実施</p> <p>※①及び②の具体的な通知内容については、『「総合評価方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施マニュアル(案)平成23年9月版』に準ずる。</p> <p>【上記マニュアルにおいて、②については、「入札時に技術提案書を提出する際に削除してはならない」に改正されている】</p>

参加資格の運用方針	
<p>一般競争(拡大)競争参加資格要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</li> <li>2. 北海道開発局における工事区分「〇〇」に係る〇等級の一般競争参加資格の決定を受けていること。</li> <li>3. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</li> <li>4. 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</li> <li>5. 北海道開発局が発注した工事区分「〇〇」に係る工事のうち、過去2年間(この成績が無い場合は更に2年遡る)に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること。(共同企業体の場合は各構成員の平均点ごとの平均とし、実績がない場合は65点と見なす。)</li> <li>6. 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</li> <li>7. 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</li> <li>8. 北海道内に当該工種の建設業法に基づく、本社、支店(支社)又は営業所が所在すること(共同企業体の場合は、全構成員が所在すること。)</li> </ol> <p>ただし、予定価格が0.4億円未満の場合は「北海道内」を施工場所のある「開発建設部管</p>

	<p>内」とする。</p> <p>9. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>10. 企業として過去15年間に本工事で設定した、より同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす施工実績を有すること。(共同企業体の場合は構成員のいずれか1社が上記施工実績を有し、他の構成員は、より同種性の高い工事、同種工事又は他の構成員の条件を満たす施工実績を有すること。)</p> <p>11. 配置予定技術者は過去15年間に本工事で設定したより同種性の高い工事又は同種工事の条件を満たす工事経験を有すること(共同企業体の場合は構成員のいずれか1社の主任(監理)技術者が上記工事経験を有し、他の構成員の配置技術者の工事経験は問わない。)及び本工事で設定した主任(監理)技術者としての資格を有すること。</p> <p>12. 本工事で求める施工計画が適正であること。(施工能力評価型Ⅱ型を除く)</p> <p>13. 開札の時から落札決定の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</p>
<p>一般競争 (拡大) 競争参加 資格要件 の緩和</p>	<p>1. 総合評価落札方式を施工能力評価型(Ⅱ型)で実施する全ての工事において、施工実績等に係る参加資格要件(類似工事)においては、建物規模、施工規模等の工事量を求めない。また、JVの場合の他の構成員に求める要件も同様に工事量を求めない。</p> <p>※「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」(H22.5.17北開局工管第30号)及び「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行についての運用について」(H22.5.17工事評価管理官発事務連絡)により試行。</p>
<p>その他の 取り決め 事項 (平成21 年度から の継続事 項)</p>	<p>1. 低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査 「低入札価格調査制度対象工事に係わる特別重点調査の試行について」(H19.1.17北海局工管第242号)及び「同一部改正」(H21.4.3北開局工管第242号)により試行したところであるが、ダンピング対策に有効であることから試行範囲を拡大し、建築、管、電気、機械装置工事は4千万円以上の予定価格で試行する。</p> <p>2. 契約後VEの試行 「契約後VEの試行に伴う手続きについて」(H14.4.1工事管理課長発事務連絡)により、一般競争入札方式で行う全ての工事を対象とする。</p>





## 補足事項

- ※1 必須項目及び選択項目の考え方。  
(1) 必須項目原則適用とする。  
(2) 選択項目は必要に応じて設定。
- ※2 テーマ数は1とし、3～5提案とする。
- ※3 テーマ数は原則1(～2)項目、5提案とする。そのうち1提案は登録基幹技能者とする。  
なお、設定内容は小項目の中から適宜選択し、5段階評価とする。  
また、テーマ数を2とする場合における各テーマの配点(満点)は、その内容により適宜按分する。
- ※4 テーマ数は原則2(～3)項目、5提案とする。そのうち1提案は登録基幹技能者とする。  
なお、設定内容は小項目の中から適宜選定し、5段階評価とする。  
また、テーマ毎の満点は、設定内容により適宜按分する。
- ※5 簡易な技術提案については、原則2提案、5段階評価とする。
- ※6 より同種性とは、実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件について更なる同種性が認められる工事。  
同種性とは、実績要件と同様の同種性が認められる工事。
- ※7 入札手続開始日が、切り替え基準日(原則8月1日)の前後により、対象年度を次のとおりとする。  
(1) 工事成績:基準日の前日までは前々年度以前、基準日以降は前年度以前の年度を対象とする。  
(2) 表彰:基準日の前日までは前年度以前、基準日以降は当該年度以前の年度を対象とする。  
従事期間:単年度工事においては工期(設計図書、打ち合わせ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く)の1/2を超える日数以上、複数年度においては前者に同じ又は12ヶ月を超える日数以上
- ※8 1級施工管理技士等とは、一級建築士又はこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者。  
なお、経験年数10年については、工事内容等を考慮し5年以上とする場合もある。
- ※9 建築CPD運営会議(事務局:(財)建築技術教育普及センター)が認定する「認定時間」又は(社)日本建築士会連合会の建築士会CPD制度が認定する「単位」とし、12認定時間(単位)/1年間以上とする。なお、1年間とは、前年度4月1日から申請書及び技術資料の提出期限日までの任意の1年(連続12ヶ月間)とする。
- ※10 NETIS登録技術の活用については、①自社の有用な新技術の技術開発の実績があり、当該工事に活用する場合、②他社の有用な新技術を当該工事に活用する場合、③当該工事に活用はしないが、自社の建築分野での技術開発が有る場合、④自社の建築分野での実績、当該工事の活用なしの4つの評価とする。
- ※11 参加資格要件を開発建設部管内に本支店営業所が所在とした場合、評価基準にある「開発建設部管内」を「施工場所のある市町村内」に読み替える。
- ※12 施工場所のある開発建設部管内において、元請けとして施工していること。(対象となるランクの最低金額\*0.85)
- ※13 施工場所のある開発建設部管内とする。
- ※14 国の機関、地方公共団体又は公共施設の管理団体(地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、農・漁業協同組合、NEXCO、土地改良区)からの要請によるものとし、要請の無い活動は表彰状・感謝状・礼状で確認できるものとする。(要請については、防災協定書等の定めに基づき、指示された経緯が確認できるもの)
- ※15 ※14に示している機関・団体等との災害協定締結が証明されていること。  
ただし、開発局においては本局、北海道庁においては本庁との締結を含む。
- ※16 本配点表による総合評価方式により難しい場合には、「手持ち工事量」を評価項目とする場合もある。